

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」及び
「中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググルー
プ審議まとめ」(抜粋)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月中央教育審議会)

はじめに

(略)

中央教育審議会の高等教育段階に関する答申は、昭和29(1954)年の「医学および歯学の教育に関する答申」以降、42を数える。その間に、教育内容、質の保証、規模、役割、ガバナンス等について様々な提言がなされてきており、多くの提言の内容については、それに基づいた政策的な取組とも相まって、各高等教育機関で取組が進んでいるが、様々な要因や制約の中で、全ての高等教育機関での取組に至っていないものもある。

今回の答申は、これまでの答申の内容を踏まえた上で、取組が十分でないものについては、改めてその必要性を強調するとともに、2040年という22年先を見据えて、そこから逆算的に考え、必要な提言を行った。提言の中には、速やかに始めなければ間に合わないもの、議論を深めていくことで更に大きな改革につなげるべきもの、また、その改革が終了するまで一定の期間を要するものがある。特に、改革の具体的な方策については、速やかに始めなければ間に合わない事項を中心に記載しており、この取組をしっかりと進めて成果を出していくことで、その後の社会状況の変化にもしなやかに対応できる高等教育を目指していく。

本審議会では、平成29(2017)年3月に「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問を受けて以降、総会で4回、大学分科会で12回、将来構想部会で30回、制度・教育改革ワーキンググループで20回、大学院部会で8回にわたって審議を重ねてきた。その成果として取りまとめた本答申は、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものと考えており、その実現すべき方向性は以下のとおりである。

- ・ 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
- ・ 18歳人口は、2040年には、88万人に減少し、現在の7割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、各機関における教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
- ・ 地域の高等教育の規模を考える上でも、地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、それぞれの高等教育機関の強みや特色を活かした連携

や統合が行われていくこと。

これらが実現することで、高等教育が全ての学修者の「学び」の意欲を満たすと同時に、引き続き社会を支える重要な基盤となり、高等教育改革が全ての関係者の意見や思いを酌み取り、協力と支援を得ながら、進められていくことを期待している。

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿－学修者本位の教育への転換－

1. 2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

(2040年に必要とされる人材)

(略)

(我が国の世界における位置付けと高等教育への期待)

(略)

(高等教育が目指すべき姿)

基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な機能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・ 「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。
- ・ 学生や教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブ・ラーニングや情報通信技術（ICT）を活用した新たな手法の導入が必要となる。
- ・ 学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業・修了するという学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という認識が社会的に共有されれば、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、中等教育に続いて入学する高等教育機関での学びの期間を越えた、リカレント教育の仕組みがより重要となる。

予測不可能な時代にあって、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため、学修者にとっての「知の共通基盤」となる。このような視点に立ち、「何を学び、身に付けることが

できるのか」を中軸に据えた多様性と柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要がある¹。

また、個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムが構築されるのではなく、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築していくためには、高等教育機関内のガバナンスも組織や教員を中心とするのではなく、学内外の資源を共有化し、連携を進め、学修者にとっての高等教育機関としての在り方に転換していく必要がある。

これらの点については各学校種や課程の段階に応じて、学修者を中心に据えた教育の在り方をそれぞれ検討すべきである。

加えて、一つの機関での固定化された学びではなく、学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性を高める方策が必要である。

(略)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

大学への進学率が50%を超えるユニバーサル段階²においては、大学教育の機能は、エリートや社会の指導者層の養成だけではなく、社会に適応し得る全国民の育成へと広がっていくと言われている。進学率が上昇し、大学に入学する学生の裾野が広がっていく過程において、かつての少数エリートが通っていた時代の大学と比較して教育の質の変化を懸念する声が出てくるのは、世界共通の現象とも言える。

しかしながら、知識集約型社会の進展と、質の高い高等教育での人材育成を進める各国の状況等を踏まえると、できるだけ多くの人材が高等教育機関において社会のニーズも踏まえた質の高い教育を受け、自らの能力を高めることは重要であり、ユニバーサル段階とエリート段階で求められる教育の質は同じものではないことを認識した上で、今後、高等教育機関は、入学時から修了時までの学修者の「伸び」、更に卒業後の成長をも意識した質の向上を図っていく必要がある。

(我が国における質保証の取組状況)

我が国の大学については、上記のような高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分な状況がある。例えば、国立教育政策研究所の調査によれば、大学1、2年生の授業出席時間の平均は1週間当たり約20時間、予習・復習の時間の平均は約5時間にとどまっており、授業以外の学修時間が非常に短い。そして、この数字は過去の同様の調査と比較しても改善されておらず、例えば授業以外の学修時間が11時間以上とする大学1年生が5割を超える米国等の大学³と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

また、米国等の大学と比べて、学生が受講する科目が多く、授業以外の学修時間の確保を難しくしているのではないかという指摘もあり、密度のある学修体制を整える必要があ

¹ 「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会答申 平成20年12月24日）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（中央教育審議会答申 平成24年8月28日）

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm

² アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

³ NSSE (The National Survey of Student Engagement) 2007

る。この背景には、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題があると考えられる。

大学教育の質の保証については、これまでも累次の中央教育審議会等の答申で提言が行われ、文部科学省の事業を活用するなどして多くの積極的な改善の努力が進められているが、一方、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。

こうした状況について、社会からの説明を求める声が厳しくなってくるのは当然である。諸外国においても、大学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、各大学において公費を投入するに値する質の教育を行っているのか、説明責任が求められるようになっていく。

（保証すべき教育の質）

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、現在中心となっている18歳で入学してくる日本人学生のみならず、留学生、社会人等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにすることが必要である。

質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということ問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

（大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」）

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度⁴に則って点

⁴ 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(中央教育審議会答申 平成 24 年 8 月 28 日)において、「成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に沿ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し、関連し合いながら組織的に教育を展開

検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。

また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。これらに加えて、経営状況等も含めた大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表することも必要である。また、社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべきである。

教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることも覚悟しなければならない。

なお、高等教育機関が質の保証の取組を進めることと同時に、産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果に関する情報を選考活動において積極的に活用するとともに、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。その際には、学修成果の中身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく必要がある。

（国が行う「質保証システム」の改善）

（略）

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要である。このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。」とされている。

なお、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つの方針は学校教育法施行規則に基づきその策定及び公表が各大学に義務付けられているものであり、一方、プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメント・ポリシー」は三つの方針に基づく大学教育の成果を大学が自主的に点検・評価する際に用いられるものである。

- その上で、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す。
- 教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、当該指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当該指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する。

【参考】 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について
- ・カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成における外部人材の参画等）、アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育の促進
- ・柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限定（CAP制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の高度化、SD（スタッフ・ディベロップメント）の高度化
- ・教学IR体制の確立
- ・情報公表の項目や内容等に係る解説 等

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生

の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の業績評価の状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるように一覧化する機能を設ける。

教育の質保証システムの確立

(略)

9. 全学的な教学マネジメントの確立

(1) 現行制度・現状

- 学生が大学での学修を通じて様々な知識及び能力を修得し、主体的に学び、考える力を身に付けて社会で活躍することは、社会が求める人材が大学教育により養成され、社会の発展に寄与するという社会側の視点のみならず、学生が社会に進出した後も自己実現や幸福を追求できるという学生側の視点からも重要である。
- 学生が社会に通用する知識及び能力や主体的に学び、考える力を身に付けるためには、学士課程教育において、単位制度の趣旨を踏まえた教育の実質化を図り、学生の主体的な学修を促すような質的転換が重要であるが、質的転換を図るためには、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が、学長のリーダーシップの下で、三つの方針に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ実施すること（「教学マネジメント」の確立）が必要である。

(2) 課題

- 大学教育改革については積極的に改善の努力を行っている大学と努力が不十分な大学に二極化しているのではないかという指摘もあり、一律に取り組みられているとは言い難い状況にある。
- また、過去の答申等で示された内容や手法等は必ずしも「教学マネジメント」という観点から一元的に記載されたものとはなっておらず、過去の答申等が出された時期に比べて更に手法等が開発され、進化しているとも考えられる。
- このような中、大学が本来持っている組織としての力を十分発揮できるよう、大学の自主性の中で教育活動の不断の改善を図るための素材を提示し、国として教学マネジメントの確立を一層進めていく必要がある。

(3) 制度改正等の方向性

- 今後、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す必要がある。

【参考】 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・ プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について⁵
 - ・ カリキュラム編成の高度化、アクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育の促進
 - ・ 柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限設定（CAP 制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
 - ・ FD の高度化、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の高度化
 - ・ 教学 IR 体制の確立
 - ・ 情報公表の項目や内容等に係る解説 等
- これらで示す内容は、全ての大学で一律に取り組まれることが望ましいものがある一方で、学内の体制の整備等を要し、全ての大学で一律に取り組むことが難しいものも含まれると考えられることから、単に在るべき姿を提示するのではなく、各大学の取組の実態を考慮した提示の仕方を考える必要がある。
- また、教学マネジメントに係る指針は教学面での改善・改革に係る取組を促していくための一つの拠り所として大学関係者を中心に参照・活用されるものとの位置付けが考えられるが、教学マネジメントは大学が自らの責任の下、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、教学マネジメントに係る指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する必要がある。
- 教学マネジメントに係る指針の策定に当たっては、教学面での改善・改革に係る取組の観点のほかに、各大学の好事例なども併せて周知を図ることにより、各大学が現実の大学改革に活用することができるものとする必要がある。
- なお、教学マネジメントに係る指針に基づいた各大学の取組が定着した暁には、教学マネジメントに係る指針で示す事項の一部を、認証評価や設置審査等の業務に携わる者が参照し留意することも期待される。

⁵ 明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築（カリキュラムの構造化を含む）、アセスメント・ポリシー等を踏まえた内部質保証体制や教育改善に関する PDCA サイクルの確立、適切な資源配分の在り方等に関する内容が考えられる。

10. 学修成果の可視化と情報公表の促進

(1) 現行制度・現状

- 平成 11 (1999) 年に大学の教育研究活動等の状況の公表が義務となった (大学設置基準の改正)。
- 平成 19 (2007) 年に大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置付けられたことに併せて、情報公表の義務も法律上明記された (学校教育法の改正。同時に大学設置基準の規定は削除)。
その際に、全ての大学が公表すべき事項として、「進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」といった進路に関する情報、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」に関する情報等が定められた (学校教育法施行規則の改正)。
- 平成 27 (2015) 年に大学団体等による自主・自律的な取組として、大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みである大学ポートレートの運用が開始された。
- 平成 28 (2016) 年に学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な三つの方針 (①卒業認定・学位授与の方針=ディプロマ・ポリシー ②教育課程編成・実施の方針=カリキュラム・ポリシー ③入学者受入れの方針=アドミッション・ポリシー) の一体的な策定・公表を義務付ける規定の整備を行った (学校教育法施行規則の改正)⁶。

(2) 課題

- 各大学が教学マネジメントを確立し、三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けた PDCA サイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し (すなわち可視化し)、当該情報を、アセスメント・ポリシー等を踏まえ、点検・評価に適切に活用し、各大学や学部等が取り組むべき目標の設定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等の不断の改善につなげていくことが必要である。
- 現在の公表が義務化されている事項では、人材養成目的等の大学教育の目的・目標に関する事項はあるものの、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていない。
また、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化にとどまらず、教学に係

⁶ 「卒業認定・学位授与の方針」の策定大学数 (割合) 736 大学 (98.7%)

「教育課程編成・実施の方針」の策定大学数 (割合) 738 大学 (98.9%)

「入学者受入れの方針」の策定大学数 (割合) 744 大学 (99.7%) ※全て学部段階

「大学における教育内容等の改革状況について」(平成 27 (2015) 年度)

る取組状況等の大学教育の質に関する情報を積極的に把握・公表していくことも重要である。

各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくためにも、各大学の取組の充実に向けて国としても何らかの方策を講ずることが必要であると考えられる。

(3) 制度改正等の方向

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が、地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が求められる。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SD の実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- 法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法についても、各大

学の実態等を踏まえた上で教学マネジメントに係る指針において示す必要がある。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、その把握の仕方や情報の具体的な内容は様々な在り方が考えられる。

「学生の成長実感、満足度」については、学生は大学が提供する教育研究活動の受け手であると同時に、大学の運営や教育研究活動の改善のきっかけとなり得る参画者であることに鑑み、各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要と考えられる。

- 学修成果の可視化に関する情報を公表・検証する際には、アセスメント・ポリシーに照らしつつ、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針と学修成果がどのように関連しているかに特に留意する必要がある。
- これらの情報を大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査⁷や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることが必要と考えられる。その際は、大学ポートレートの活用も含めて検討する。

⁷ 英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンスル（HEFCE:Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS:Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。

そのデータは全国学生調査（NSS:National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA:Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE:Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている。